

令和3年皆野町農業委員会第6回定例総会議事録

1. 開催期日 令和3年6月24日(木)
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時10分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：14人・欠席者：0人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	横田和子	出席	11	門平喜良	出席
2	野澤辰雄	出席	12	高橋健一	出席
3	浅見寿太郎	出席	13	新井義虎	出席
4	黒澤一雄	出席	14	大濱英一	出席
5	小池幹夫	出席	皆野	田島武正	出席
6	長島徳治	出席	国神	土屋貞夫	出席
7	齊藤三恵子	出席	金沢	田中輝雄	出席
8	葦原義人	出席	日野沢	高橋清勝	出席
9	四方田順造	出席	三沢	扇原久栄	出席
10	門平眞一	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見について
4件

報告第1号 農業用施設(2a未満)の設置に伴う届出について
1件

8. 事務局 新井敏文、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長
あいさつ

皆さんこんにちは。今回も全員の方に時間前にお集まりいただきありがとうございます。スムーズに進行出来ますようにご協力をよろしくお願いいたします。

コロナも中々落ち着かないですが、大分ワクチンが接種出来るようになってきました。もうすでに打った方もいらっしゃるかと思います。何とか早く収束に迎えたいと思います。

今日は色々と議題があります。皆さんにご協力いただきまして、早く終わるようにご理解いただければと思います。

事務局

ありがとうございました。それでは、3. 議事に入らせていただきます。

議長を皆野町農業委員会会議規則第4条に基づき、浅見会長にお願いいたします。

浅見会長

ただ今の出席委員数は19名です。

定足数に達しておりますので、これより令和3年皆野町農業委員会第6回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

次に議事録署名人に、

4番、黒澤一雄委員

5番、小池幹夫委員をご指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

4番、黒澤一雄委員

5番、小池幹夫委員をお願いいたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について4件を議題といたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の、土屋貞夫委員に対象農地の状況について説明を求めます。

〇〇〇の〇〇〇入口の方から〇〇〇の方に向かって進んで行きますと、〇〇〇手前の右側に〇〇〇があります。〇〇〇の横を〇〇〇に向かって進んで行く道がありますが、そこを100mくらい上っていった左側が申請地になります。

道路を挟んで反対側に駐車場がありますが、こちらは以前ご審議いただいた場所になります。周囲は住宅が点在しておりまして、畑と言ってもこの申請地のみでございました。特に問題ないと思っておりますのでよろしくご審議の程お願いいたします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の14番、大濱英一委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

14番
大濱委員

担当推進委員の田島さんの説明のとおりこれとって補足することはありません。よろしくお願いいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。
許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。
番号3について審議します。
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の、土屋貞夫委員に対象農地の状況について説明を求めます。

国神区域担当
土屋委員

同じく17日に浅見会長と事務局と現地を見て参りました。
案内図と写真を見ていただきまして、場所は先ほどの説明した場所

から50mくらい離れた場所になります。

〇〇から〇〇〇の反対に50mくらい入ったところが申請地になります。

この写真のように白い建物がありますが、親の代に作った物置だと思えます。これを物置兼車庫に使い、奥の土壁のそれこそ古い建物も建っております。親の代から使っておりますが、申請人は本家、分家の関係になります。長くこのような状態で使用しておりますし、問題ないと思えます。よろしく審議をお願いします。

浅見会長

農業委員として、私も農地の状況確認に同行しましたが、土屋委員からの説明のとおりで補足することはありませんのでご審議いただければと思います。

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。

許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

番号4について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当
田島委員

同じ日に事務局と齊藤委員、私の3人で現地確認に行っておりましたので説明いたします。

案内図をご覧ください。〇〇〇の前に押しボタン式の信号機がありますが、そこを120mくらい下って行きまして、さらにまた50m先に入った先が現地になります。その先は以前ご審議いただきました住

宅でございます。周囲は住宅になっていまして、反対側に畑が残っているだけになります。ここもほんの一部野菜を作っている程度で特に問題の無いところでございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の7番、齊藤三恵子委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

7番
齊藤委員

ただいまの田島委員の説明で何も問題ありませんので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。
許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。
次に4の報告に移ります。
報告第1号、農業用施設(2a未満)の設置に伴う届出について1件を議題といたします。
番号1について事務局に説明をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として田島武正委員、農業委員として11番、門平喜良委員の両名も現地を確認しておるとのことですが、何かご意見はございますか。

皆野区域担当
田島委員
11番

事務局の説明どおりで私から説明することはございません。
同じくです。

門平委員
浅見会長

この件について何か質疑がございますか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

以上で審議いただく議案はすべて終了となります。ありがとうございました。